平成２２年（フ）第９７９号
埼玉県富士見市水谷東３丁目37番２号
債務者　長瀬　洋喜
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１００９号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地２―1112
債務者　菅野　文子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０９号
岐阜県土岐市土岐口中町４丁目56　エメラルドＫⅡ205号室、住民票上の住所岐阜県多治見市幸町６丁目１番地の29
債務者　永吉　利弘
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２１０号
岐阜県土岐市土岐口中町４丁目56　エメラルドＫⅡ205号室、住民票上の住所岐阜県多治見市幸町６丁目１番地の29
債務者　永吉真理子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２１１号
岐阜県多治見市笠原町1247―８　薄田工業内、住民票上の住所岐阜県土岐市下石町879番地の１
債務者　水野　陽一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２２１号
岐阜県多治見市大針町６番地の59
債務者　柳原　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４９２号
静岡県御殿場市竈1264番地の46　ベルエール誠Ｂ209
債務者　勝又　嘉彦
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
静岡県沼津市原699番地の22
債務者　米村　有紀
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
静岡県伊東市川奈1213番地の19　土屋荘201号
債務者　山田　國美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
静岡県三島市玉川508番地の４
債務者　原　　祐子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
静岡県駿東郡小山町須走20番地の５　太陽カントリークラブ社宅もえぎ寮106号
債務者　青島　守江
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
三重県多気郡多気町相可1561番地１
債務者　久保田キミ子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１７９６号
大阪府南河内郡太子町大字春日1186番地の20
債務者　池田　奉世
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５６号
大阪府富田林市寿町１丁目１番１号　205
債務者　遠藤美和子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５９号
大阪府富田林市金剛伏山台２番16号
債務者　岩本　由佳
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目122番地
債務者　宮里　昌子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５６９号
沖縄県那覇市松川２丁目６番49号
債務者　長嶺　浩吉
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部